

第63回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成28年5月19日（木）15:00～16:04
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 それでは、ただ今より、本日開催されました規制改革会議のブリーフィングを議長、議長代理、各座長からでございます。

よろしく願いいたします。

岡議長 皆様、お待たせしました。

ただ今から、本で行われました第63回規制改革会議の記者会見をさせていただきます。

本日の議題は「答申取りまとめ」でございます。前回の会議における意見交換を踏まえ、改めて取りまとめた内容で委員の皆様の御賛同をいただき、答申が取りまとまりました。その後、総理にも御出席いただき、私から答申を手交させていただきました。

私どもは、毎回、答申に副題をつけているのですが、今回は「終わりなき挑戦」とさせていただきます。これにはいろいろな思いがございます。一つには、規制改革というものは正に終わりのないものであるということ。時代、環境、世の中等々の変化に対応して都度その規制を見直していくというのが規制改革でございますので、そのような意味での思いが入っております。もう一つ、私どもの答申項目一つ一つが規制改革実施計画として閣議決定されるわけでございますけれども、閣議決定されたことがきちんと実現されているかどうか、そこまできちんと見届けようという思いも入っております。「規制改革に終わりなし」、これは総理の言葉でもあるわけでありますが、私どもとしては「終わりなき挑戦」とさせていただきます。

それでは、私のほうから、今回の答申、あるいは私どものこれまでの活動に関していくつかのことを申し上げた後に、本日ご出席の大田議長代理と各ワーキング・グループの座長さんからもお話をいただくことにしたいと思います。

まず、1点目はフォローアップを重視したことでございます。今期の答申は80項目でございます。過去3期の項目数は、第1期が127、第2期が235、第3期が182ということと比較しますと若干少なめになっておりますが、私どもとしては、新規案件の取組と並行しまして、“改革の総仕上げ”と称して、これまでに閣議決定された項目をしっかりと見届ける、いわゆるフォローアップに粘り強く取り組んでまいりました。その結果、第3次答申の前期までに閣議決定された実施項目573項目の約8割が「措置済み」になったことを確認しております。今後とも100%「措置済み」を目指して粘り強く取り組んでいく必要があるかと思っております。

2点目が「規制改革ホットラインの重要性」でございます。私どもは第1期のスタート

直後の平成25年3月、現実の問題に直面されている個人、企業、団体からの要望の受け皿として規制改革ホットラインを開設して以来、本年4月末までに累計4,423件の要望が寄せられております。事務局で内容を整理の上、各省庁に検討を要請した件数は累計約2,600項目にのぼります。担当省庁の回答では不十分で、さらに精査が必要であると私どもが判断した場合には、関係するワーキング・グループでフォローアップしてまいりました。

ちなみに、前期、前々期も含めた答申項目の約7割はホットラインに寄せられた個人、企業、団体の御要望に関連したものとなっております。ホットラインは規制改革会議の活動の源泉であると言っても過言ではなく、今後とも大変重要な仕組みであると考えております。

3点目は「規制を所管する府省が主体的に改革に取り組むことを促進するシステム、規制レビュー」についてでございます。この3年半の活動を振り返りますと、総理及び関係閣僚のリーダーシップの下で、関係省庁の官僚の皆さんの改革に取り組む姿勢が前向きになってきていると感じております。私どもは時代や環境の変化にあわせて規制を所管する府省みずからが主体的、積極的に改革に取り組むことを目指し、前期に規制レビューを立ち上げました。今期は「規制シートの対象範囲の拡大」や「規制の見直し時期の設定・公表」に加えて、「総務省が所管している政策評価との連携」の道筋をつけることもできました。今後とも規制所管府省による主体的な取組が継続的に行われ、時代に適合しない規制の改革が進められることを強く期待しております。

最後の4点目は「地方における規制改革」についてであります。私どもは、前期より、地域の活力を維持・発展させるためには、それぞれの地域ニーズにあわせた規制改革を実施していく必要があるという考えに基づきまして、「地方版規制改革会議の設置」を呼びかけ、また「地方における規制改革のあり方」「国と地方の役割」について検討を重ねてまいりました。

これまでに9つの自治体から「地方版規制改革会議」を設置する方向で検討を進めるとの御回答をいただいておりますが、「地方における規制改革のあり方」の検討も含め、引き続き、地方分権を尊重しつつ、関係各方面との議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

冒頭の私の御挨拶は以上でございます。続きまして、大田議長代理からお話しいただきます。

大田議長代理 規制改革は進まない、進まないと言われ続けてきましたけれども、この3年半を振り返りますと、しっかりした成果が出せたと思います。規制改革に本格的に着手されたのは1995年ですから、大体20年前です。そのときは経済的規制は原則廃止、社会的規制は最小限にということでスタートいたしました。ただ、今振り返りますと、そのとき経済的規制と言われていたものはもうほとんど解決されているのです。それだけの歩みはあったのだと思います。ただ、新しい課題がどんどん出てくるのです。シェアリングエコノミーですとか再生エネルギーというのは20年前は思いもしなかった。そういうものが

出てきていますので、今回の規制改革会議でホットラインという手法が定着したのは非常によかったと思います。現場の方が制度があわないというのは一番感じるわけですから、その声を受け止めて、即座に改革していくというこの手法の定着は、今回の規制改革会議の大きな成果だったと思います。もちろん雇用、農業、介護といった分野の難しい規制がまだ残っているのも確かです。例えば税制や社会保障制度やそういうものとパッケージで進めていくとか、これもやり方を考えてこれからも粘り強く進めていく課題だろうと思います。

ありがとうございました。

岡議長 それでは、これから各ワーキングの座長の方々にお話をいただきます。

最初に、健康・医療ワーキング・グループ座長の翁さんからお願いします。

翁座長 健康・医療ワーキングの座長の翁と申します。

今期実施しました規制改革を項目別に書いたものがお手元にございますでしょうか。これに沿いましてどのような規制改革を実施したかについてお話しさせていただきたいと思えます。

健康・医療ワーキングでは4つの改革を主に行いました。

まず第1が1ページおめくりいただきました「在宅での看取りにおける規制の見直し」でございます。これはだんだん高齢化社会で亡くなる方がどんどん増えている。これから年間40万人ぐらい亡くなるという社会になってまいります。在宅で穏やかな看取りがなかなかできない状況が今起こっております。特に医師の確保が困難なところ、別に僻地だけでなく、都市部におきましても看取りのために患者が住みなれた場所を離れて病院に入院しなければいけないといった事態が生じております。こういったことから、看取りが穏やかに行われることができるようにということで、今回、厚生労働省と合意をいたしまして、以下の要件を満たす場合には、亡くなった方と対面で死後診察をしなくても、医師が死亡診断書を交付できるように規制を見直すことになっております。その要件が1ページに小さい文字で書いてありますが、5つございます。医師による直接対面診察の経過から早晚死亡が予測されていることとか、看護師との十分な連携、患者や家族の同意があるか、事件性がないようなこととか、それが確認できるようなこと。そういったことも含めまして、看取りにおける環境を整備していくということをまず合意いたしました。

2点目「薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直し」でございます。薬局におきましては、今、かかりつけ薬局と言われていますが、薬剤師さんがどんどん在宅で活躍されるようになってくる。そうなりますと、薬剤師の不在時というのが増えてきておりますが、現状のままですと、薬剤師の不在時には薬局全体を閉めなければならないという規制がございます。登録販売者という方がいれば、二類・三類という少しリスクの低い医薬品は売れることに本来なっているはずなのですが、薬剤師が不在のときは売れなくなっている。これはやはり国民にとっても不便であるということでございますし、また、小さな薬局にとっても薬局としての機能を果たせないということで、セルフメディケーシ

ョンを進めていく上でも、薬局において薬剤師が不在のときにも登録販売者が二類・三類の医薬品を販売できるように規制を見直すということで合意をしております。

次のページ、「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」でございます。

これは、社会保険診療報酬支払基金という組織がございまして、国会や規制改革会議、行革でも何回も取り上げられていたテーマでございますが、現在、レセプトの電子化はほぼ95%以上、ほとんど99%、医科や薬科では完了しているにもかかわらず、必ずしもICTを活用した業務の効率化や合理化が進んでいない。依然として47全都道府県に支部があり、人手による効率が悪く業務運営が継続していて、全国で比べても統一性が確保できていないということの問題意識としてぶつけまして、議論をしてみました。

その結果、厚生労働省を事務局とする検討組織を設置し、診療報酬の審査のあり方をゼロベースで見直し、ICTの最大限の活用による業務の最大限の効率化・高精度化、また国保も含めた審査の透明性と統一性の向上を図るということで、早速、会議も開かれておりまして、規制改革会議からも参加をして議論が始まっております。IT、AIを使って抜本的に今回審査体制を見直しをいただくということを期待しているところでございます。

最後の4点目「一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直し」でございますが、これは、一般用医薬品等の広告を規制する基準が時代にそぐわなくなっているというビジネスのほうからの御要望がございまして、こういった御意見を踏まえまして、医薬品等適正広告基準全般について必要な見直しを行うということで、国民にとってより分かりやすい広告、どういう症状に効くのかといったことが消費者に分かりやすく広告できるようという方向で全面的に見直すという方向で合意をしております。

ほかにも過去3年間実施してまいりましたことのフォローアップも含めましていろいろな活動をしてまいりましたが、今回の規制改革の成果としてはこの4つを御紹介したいと思っております。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

続きまして、雇用ワーキング・グループ座長の鶴さんからお願いします。

鶴座長 ただ今御紹介いただきました鶴でございます。

私は、皆様のお手元にあります答申の本体で御説明させていただければと思います。

14ページをおめくりいただきますと、雇用分野の箇所でございます。

まず14ページ、ちょうど中段、重点的フォローアップの前のパラグラフを見ていただきますと、雇用分野においては、就職・転職が安心してできる仕組みづくり、健康・安全・安心して働ける職場づくり、公平な処遇で活躍できる仕組みづくりという3つの検討の大きな視点があるという記述がございます。

我々は、多様な働き方改革という非常に大きなテーマを最後の期に掲げまして、多様な働き方がいろいろ選択できることは重要なのですが、全ての人が満足を持って、能力を伸ばしながらやっていける環境を作るためには、今申し上げた3つの視点が確保されないとい

いけない。多様な働き方が今の職場でできなければ新たな職場を探さなければいけない。そうしたときに転職、就職がどれだけスムーズにできるのかということも大事ですし、多様な働き方を選んだことで健康を害してしまう。これは非常に困るわけです。また処遇も、それで低い処遇になれば困る。こういうところにしっかり目配りをしていかなければいけないということでございます。

具体的に次の15ページをおめくりいただきますと、今、私が申し上げた3つの視点からそれぞれ具体的な改革について述べさせていただいています。

最初に「入社前の情報共有の在り方」ということですが、これは皆様、御承知のように、今、女性の活躍とか若者雇用促進、子育てというところで、それぞれの法律体系で企業にこういう情報を開示してくださいという体系になっております。ただ、これは特定の目的のために職場情報を開示すればいいという問題ではございません。もっとオーバーオールにあらゆる働く人たちがこうした情報についてアクセスできるようにということで、ここに挙げていますように、企業が開示できる職場情報について、労働者が比較しやすくするための情報の一覧化、情報開示の留意点の整理を行って周知徹底を図る。また、その職場情報が確認できる共通のデータベースを作っていく。こういうことを推進していくという形で厚労省にやっていただこうとなっております。

2番目は、これもよくブラック企業の問題として指摘される面でございますけれども、15ページの一番下、時間外労働を固定の残業代で支払う場合はその内訳をきちんと明示してくださいとなっているのですが、これがなかなか徹底されていないという現状でございますので、そこも明確な明示と違反をする場合は指導を徹底するというところで合意をさせていただいております。

16ページを御覧いただくと、採用という点においても2点ほど挙げております。

1つは、よく通年採用、秋採用ということですのでけれども、これは、実際に春に採用からこぼれてしまった方を救済するという観点が多いのですが、我々は多様な働き方をやっていく上では、働き始める時期や応募できる時期の多様性を確保することも重要だということで、そうした観点を重視してやってほしい。

また、エの「インターンシップ活用の推進」でございますけれども、現在、インターンシップのあり方については、採用の前の青田買いに結びついたら困るねということで、インターンシップで得られたいろいろな学生の情報は採用には使ってはいけませんということになっているのですが、これは、今、経団連企業は別なのですが、中堅・中小においてはそういう制約がない企業においてもインターンシップの制約が課せられているという問題もございます。我々としては、学生が希望して、なおかつ学生に不利益にならないような条件を課しながら、もう少しそういう情報を使ってもいいのではないかとことを主張して、文科省、厚労省、経産省といった関連の省庁において今後この問題について検討を始めると合意をしております。

17ページを御覧いただきますと、2枚目の大きな柱として「健康・安全・安心に働ける

職場づくり」というものがございます。これは、労働安全衛生法の観点から、実は、50人以上の事業所においては、例えば産業医をきちんと設置するとか、そういう取り決めが求められているのですが、そうではない事業所においては国がいろいろその支援をする。ただ、いろいろな厳しい設置はございません。ただ、ここにも挙げていますように、少人数の事業所でいろいろな安全の問題は発生をしているということでございまして、小規模の事業所に対して産業保健総合支援センターの積極的な活用等、また、産業医に対する研修や情報提供もしっかりやっていたらいいということなのです。

その下の在宅ワーカーの健康確保の点なのですけれども、これも先ほど議長、議長代理のほうからお話がありました、今、世の中がどんどん変わって、クラウドソーシングの発展で在宅ワーカーも新たな広がりを見せています。ただ、ここに書いてありますように、こういう人たちの健康確保措置をきちんと規定するような今、法律上の体系というものがございません。在宅ワークに関してガイドラインというものもございましてけれども、抜本的にこういう人たちが今どういう環境で働いているのかについてもしっかり調査、また課題の整理を行いながら、こういう人たちの健康確保をどうやっていったらいいのかについてもしっかり検討いただくことになっております。

18ページを見ていただきますと、法令知識の付与ということで、労働関係の法令、知識が労働者、使用者ともにきちんと持たなければいけないのですが、特に使用者のほうについてもこういう知識をきちんと周知徹底ができるようにということで我々は提言をしています。

「公平な処遇で活躍できる仕組みづくり」でございましてけれども、ここについては、例えば同一労働同一賃金につきましては、昨日、一億総活躍国民会議と連携いたしまして、同じようにこういう措置をやっていく。これは閣議決定ということではないのですが、正規、非正規といった雇用形態の区分はいかなものなのか。この辺を少し見直していくべきではないかという我々の考え方も提示しています。

最後「有期雇用法制の在り方」ですが、皆様、御承知のように2013年4月から改正労働契約法による、いわゆる5年ルールということで、5年が来たら無期雇用に転換をしていく。これが2018年4月にそういう方々が出てくるということなのです。今年はまだ2016年になっております。これから5年目に当たる前の段階で雇いどめというのが非常に心配になります。そのため、今、企業の中でどういう状況なのかということについても、厚労省のほうで実態把握をしっかりしていただいて、必要があればいろいろ措置をやっていけるような環境づくりについてもお願いをしています。

以上が今回、雇用分野の規制改革会議の答申に盛り込まれた事項です。

岡議長 ありがとうございます。

続きまして、農業ワーキング・グループ座長の金丸さんからお願いします。

金丸座長 ありがとうございます。金丸でございます。

お手元の資料の7ページと8ページを使って御説明させていただきます。

最初に7ページ「牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」についてでございます。この分野につきましては、この数週間、皆様からいろいろな取材も受けたのですが、そのときに全て申し上げることができなくて申し訳ございませんでした。ようやく昨日、与党の農林部会、そして農水省との協議を終えて、お手元を書いてある表現で答申がまとまったわけでございます。

ポイントは、真ん中の「規制改革に関する第4次答申の概要」の中の1つ目の「このため」以降でございます。現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向けて、指定生乳生産者団体制度の是非、現行の補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。これを平成28年秋までに検討・結論ということになっています。

下2つはバター不足に関することでございます。バターが足りないときに乳製品を輸入するのですけれども、輸入の要件のあり方とか輸入した以降の流通のトレース、そういうところが現状ではおろそかになっておりまして、それでは大きな輸入用のブロックのバターを冷凍で輸入して家庭用のバターにつながるというプロセスについては非常に不明確に現在なっています。こういうことをトレーサビリティといいますか、きちんとウオッチをする責任も国家貿易を担当しているalicあるいは農水省は負うべきではないかということでございます。

バターの在庫不足の調査なのですけれども、現在はスーパーに1個でもあれば在庫ありになっています。それは消費者の皆様、国民の声が大きくて、スーパーに在庫がゼロだったら割と大きなマスコミの騒ぎになるということでございます。その結果、1個をスーパーマーケットに置くがために洋菓子業界がそのあおりを食っておりまして、ある洋菓子店は前年比8割の供給になっているということでございます。そういう意味では、全体として全てのものが豊富にある我が国日本でバターだけがないという不思議な出来事がずっと続いているわけでございます。

需給調整という機能も重要だと聞いておりますけれども、総合計生産量が減っている中で需給調整というのもちょっと不思議な感がありまして、そういう意味では、生産を増大すべきでありまして、ただ、一時期過剰に牛乳が余ったことをトラウマにして、どちらかという生産を絞るという調整になっている。あるいは北海道の飲用の牛乳が本州には今のルールでは直接的には売れない。そういう計画的経済の環境下にある数少ないものが牛乳だと思いますが、今回協議が終わりまして、いろいろな言い分がそれぞれにあるわけですから、この指定団体制度が有する機能をみんなで評価・検証して、大いに議論して、秋までに酪農家の皆様の成長といいますか、継承可能な産業に転換ができるような貢献ができればと思っております。

バターのモニタリングについては強化をしてもらって、総量が足りているのだったらどこでスタックしているのか。こういうこともトレースすべきではないかということござ

います。

先ほど総理に議長から答申を引き渡していただいたわけですが、総理からもこの分野に対する抜本的な改革の宣言がございまして、これから大いに動くことを期待しています。

8 ページ目、産業界あるいは社会全体、消費者全体で農家の方々の生産性向上を農家の方々に期待を込めてお願いをしているわけですが、ちょっと待てと。農家さんに物を売っている人の国際競争性は果たしてあるのだろうかということが今回の視点でございます。そして調べたところ、お隣の韓国と比較をして、いろいろなものが高いということが今回判明いたしましたので、農家の方々に国際競争性に貢献していただく前に、あるいは一緒に周りの方々の国際競争性も向上していただくということがフェアな要求ではないかということの視点で検討してまいりました。

また、公正取引の分野においては、法律の詳細が必ずしも十分に認識されない中でのめ事と申しますが、そういう意味では、厳密には法律的には独禁法違反に該当するようなことも現場ではそうではなく扱われているようなケースについて、これは公正取引委員会の御協力を得て、我々が規制改革ホットラインというものを設けたのと同じように、そういう案件、事案についてはホットラインを公正取引委員会に設けていただく。一方で農水省の皆様は周知徹底と申しますが、法律を知らないがために不毛な取引とかいさかいがあるということを抑止しようではないか。こういうような試みを検討してまいりました。この分野につきましても秋までに詳細について検討をしてまいるということでございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

続きまして、投資促進等ワーキング・グループ座長の大崎さん、お願いいたします。

大崎座長 今期、投資促進等ワーキング・グループの座長をやらせていただきました大崎と申します。

投資促進等ワーキングと申しますのは、今まで御紹介しました健康・医療、雇用、農業などとはひと味違ひまして、特定の領域についての規制を検討するというよりは、広い意味で産業活動、経済活動の障害になっている規制をよろず検討するというところでございまして、お配りしている資料の見出しを見ていただきましてもお分かりいただけますとおり、非常に幅広い、いろいろな省庁のいろいろなレベルの規制が取り扱われております。

個々の御紹介というのは余りにも、技術的なものもございまして、また分野も多岐にわたっておりますので、もしこのところについてはどうだということで、特別な御関心があれば御質問をお受けするということにしたいと思うのですが、どのような規制を検討したかを御理解いただく上で、例えばということで、ちょっとだけ御紹介します。

私どもとしては、主に先ほどお話しがあったホットラインに寄せられた、こういう規制があるので、こういういいことをやりたいのだけれども、できないという事業者の方からの要望を受けて検討するというのが多かったのですが、検討し始めてみますと何でそうい

う規制があるのか合理的に理解できないものが多々ありました。

例えばワゴン車の運転に必要な免許の見直しというものがあって、これは警察庁の規制でございますけれども、ワゴン車にもいろいろな大きさのものが最近ありまして、技術が進んできて、昔だったら余りたくさん乗れなかったような大きさの車にたくさんの人を収容できるようなものも開発されておりまして、そうすると、同じ大きさを乗車定員の多いワゴン車というのがあるのです。地方の旅館の方がお客さんを駅まで迎えに行くあるいはお送りするという送迎を旅館の車でやろうと思って、ところが一遍に大勢を運べる車になると大型免許あるいは中型免許を取っている人でないと運転ができないことになっている。そうすると、いわゆる普通免許を持っているだけの人が、その人がたまたま手があいているときにかわりに送迎をしてはいけないのかという問題提起があったわけでございます。最終的には普通免許で全面的に解禁というところまではなかなか難しいということで、少なくとも中型免許までは要求しない、準中型免許で運転可能にすることを検討するということがいわば折り合いがついて答申に盛り込んでおるのでありますが、例えばこの問題などを検討したときに、どうして11名以上乗ると中型免許、大型免許が必要なのだと聞くと、我々からすると、大型免許、中型免許は大きな車を運転するときは、道路の感覚とか曲がるときとか、要するに運転技能において小さな車とは違うものが必要だから、それで特殊な免許が要るのだと思っているのです。ですから、別に10人乗っていようが11人乗っていようが同じ大きさだったら同じではないかと思ったわけでございますが、大勢が乗っているということは大勢の人命を預かるということであるから特殊な免許が要るのだということをおっしゃるのです。これはどうも理解できない。もともと大勢の人命を預かる人には高度な免許を要求するということがそもそも予定されているのかどうかというようなところを検討して、最終的にはこういう答申になったということでございます。

ことほどさように非常にテクニカルなものを規制の存在根拠あるいは理由を問い詰めていくという形で検討したものが多うございます。

項目として盛り込まれておるもののうち通訳案内士制度の見直しは本会議で検討いたしまして、ワーキング・グループで検討したものではありませんので、後ほど御質問がこの分野についてあります場合には、本会議の議長、議長代理にお答えいただくほうがいいかと思っております。

もう一点申し上げますと、投資促進等分野では新規の項目はそれほど今期は多くなかったのです。それではさぼっていたのかということそうではなくて、いろいろやっております。最初に議長から今年はフォローアップに力を入れたという御紹介がございましたが、フォローアップを結構時間をかけてやりました。つまり、過去の答申に盛り込まれた内容が本当に実行されているのか。中には随分昔に閣議決定されているのだけれども、全然進捗していないものがあったりして、その辺を、言ってみれば、早く検討するように働きかけをしていく。なぜ検討が進まないかということについての要因を分析していくことをやった次第でございます。その辺の具体的内容は、配付資料ではなくて、答申本文の24ペー

ジ、25ページ辺りにございますので、その辺を御覧いただければと思う次第です。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、地域活性化ワーキング・グループ座長の安念さん、お願いいたします。

安念座長 安念と申します。

お手元にダイジェスト版があるかと思いますが、その15スライド目からを御覧いただけますでしょうか。中身は御覧をいただければ大体御理解いただけるようなことだろうと思いますので、もし何か特別に御関心があれば、後ほど御質問をいただければ、私のできる範囲でお答えを申し上げたいと思います。

今回は民泊サービスについて異例なほど長い答申文になりまして、制度をあらかた作ったような感じの答申となりました。民泊サービスについては安倍政権からも非常に強い後押しがありまして、いろいろな業界等の利益調整はあったやに聞いておりますけれども、進展を見ることができたことは幸いでございました。

ただ、私個人としては、これは個人の思いにすぎませんけれども、民泊サービスというのは重要ではありますが、シェアリングエコノミーの一分野でございまして、広くはシェアリングエコノミー一般というものを視野に入れた議論が本来は必要であったと思っております。シェアリングエコノミーは大きな組織や資本や設備というものがなくても、個人でも事業に参入できるところに非常に大きな意味がございますが、一方、規制が全く要らないと考える人もまずいないのでございます。特にアメリカでは、法律学や経済学の見地から相当多く既に研究が蓄積されておりますが今回、私は規制改革会議の委員という立場では残念ながらそうしたものをサーベイするだけの力がございませんでした。もともと私自身は研究者でございまして、今後は一研究者としてそれらの研究をサーベイして、シェアリングエコノミーをどのように賢明に、効率的に規制をすれば良いのかということを考えていきたいと存じます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

それでは最後に、規制改革ホットラインの委員長の佐久間さんからお願いいたします。

佐久間座長 ありがとうございます。紹介いただきました佐久間です。

冒頭、議長から御紹介がありましたように、今期も非常に多くのホットラインへの改革要望が寄せられました。第1期の平成25年から言えば、4,400件を超える要望で、今期でも900件ほどです。正に現場からの改革要望は尽きていないということだと思えます。

その中で、今、地方でも都市でも非常に重要な存在になっているコンビニエンスストアに関する改革要望は多々寄せられました。その一例としましては、コンビニの配達サービスに関する規制。これは、そもそもの要望というのは、お客様がコンビニで買われた商品が重いので、お年寄りが後で家に届けてもらいたい、これに応じる配達サービスとか、お客様がネットで注文し、コンビニに取り寄せたグループ商品、これらはもうお店の所有物で

はない。したがって、これを運ぶのは運送に当たるわけですが、これを無料ではなくて若干のサービス料金で行くと、今は軽自動車であれば届け出、普通自動車であれば許可が要る。運送の届け出、運送の許可が要る。つまり、普通の運送屋さんと同じ業態と見なされるわけです。ただ、そのためにだけに軽自動車を用意するのなかなか大変だと。店にある普通自動車で届け出で簡単にやりたい。こういう要望があったわけです。これに関しては、これは正に地域活性化のワーキングのほうに上げた結果、非常に進展がありまして、そもそものサービス料金、コンビニがプラスアルファで取っているもの、これが運送の対価としての有償性が認められない程度であれば届け出も許可も不要。つまり、勝手にやってよしいというお墨つきをいただきました。これは今回の答申の47ページに書いてございます。

今回のホットラインには、地方分権の結果、各自治体でルールがばらばら、その合理性にも疑問がある、何とかしてくれという要望も非常に多く来てございます。そのほんの一例として、コンビニで冷凍食品を店のレンジで加熱して、お店が提供する。これは調理と見なされて、そのためには食品衛生法上の飲食店営業の許可が必要だという自治体と、それは要らないという自治体があるということです。要るとするのは大きいところで東京都で、これは何とか不要にしてくれという要望です。

このように、自治体ごとに差を設ける合理性がにわかに理解できない規制、これは全国的に見ると、地方分権ということですが、俯瞰すると非常に奇妙なルール体系ができて上がっています。決して大問題というわけではありませんが、分かりやすい例として申し上げますと、男女混浴の禁止というものがございます。これは公衆浴場法とそれに基づく各自治体の条例でそれが決まっている。ただ、当たり前ですが、子供は禁止の対象から除外されている。ところが、各自治体で子供扱いする年齢が極めてまちまちです。例えば香川県では、子供は11歳までは混浴が可能。ところが鳥取県では子供でも7歳までが混浴可能ということです。つまり、同じ子供でも鳥取県の子供というのは香川県の子より大人びているというのか成熟なのか何なのかよく分かりません。さらに例で言えば、香川県でお母さんとお風呂屋に行っている8歳の男の子が家族旅行で鳥取県の温泉宿に行ってお母さんと女風呂に行こうとすると、鳥取県では風紀を乱すということで禁止されてしまう。これは合理性があるのかないのかよく分からない。

この手の規制、手続というものが自治体ごとにまちまちだという問題、これに関しては先ほど申し上げましたようにホットラインにもまだまだ多くの改革要望が来ております。一般的にこれは自治事務だということではあります、そう言って放置すべき問題でもない。先ほど総理にも申し上げましたけれども、ローカルアベノミクス推進のためには国として対応が必要なものだろうと考えております。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、残りの時間、記者の皆様からの御質問にお答えしたいと思います。どうぞよ

ろしくお願いします。

記者 大崎座長に質問なのですが、答申に盛り込まれている一番最後のところに血漿分画製剤の輸出に関する規制の見直しがあるかと思えます。今、血液製剤とか血漿分画製剤については不正もありまして、いろいろと厚生労働省のほうでも対応策をとろうとしているところなのですが、こちらの規制の見直しが入った背景ですとか、問題意識について少しお話しください。

大崎座長 ありがとうございます。

背景はホットラインにやってきた要望ということでございます。かなりテクニカルな問題だと認識しまして、ワーキング・グループで真正面から取り上げる検討は行ってありませんが、事務的な調整をして、最終的にこの答申に盛り込むような改革を進めることになったということでございます。

司会 その他ございますでしょうか。

記者 岡議長が金丸座長にお聞きしたいのですけれども、今回、生乳の関係で入りました抜本的改革というのは一体どういったものを想定されているのかということと、今回、議論の素になったと思われるバター不足と指定団体制度は結局どういうつながりがあるということになったのか。これを見ると、下2点についてはバター不足と関係しているのかなと思えますけれども、指定団体のところにはバター不足と直接関係するようなことが書かれていないのですが、その辺りはどうなっているのかをお願いします。

岡議長 それでは、金丸座長からお答えします。

金丸座長 いつも熱心に私どものワーキング・グループをウオッチしていただきまして、ありがとうございます。

我々は、素直なアプローチでございまして、乳製品を取り巻く分野で、皆様の一番御関心があるものはバター不足だということで、バター不足という切り口から酪農業界全体を見ていったということでございます。バターというのは、先ほどちょっと触れましたけれども、足りていないと数量を補完するために国家貿易で輸入することになっているので、逆に言うと、国家貿易が機能していればバターは不足しないはずであるということです。バターが不足しているということは国家貿易が機能していないのではないかとと言われても仕方がないという一つの切り口です。

今度、指定団体制度のほうなのですけれども、これは生乳を一元化し、かつバターについては北海道の生乳を中心にバターに回していて、本州には、実際は今、本州も実は牛乳が足りないので、年間、数十万トン、ナチュラルーに来ているわけですが、50年前に作った法律、それは当面の間これを施行するということで暫定法とついて、半世紀続いてきた法律です。その間に酪農家の数は当時、30万戸ぐらいあったのではないかと思います。今、1万8,000に減っていて、先般の農協改革というのは、その当時の60年前、70年前の農協は1万3,000あって、今は700程度。ますます時が経っていくと、1県1JA化になるというベクトルが働いていますので、そういう激変の中、一方で技術革新を捉えてみると、50年前

の冷凍・冷蔵技術から今は随分進みましたね。私たちの家庭に冷蔵物、冷凍物を宅急便で届けることができる時代になったので、そのようなことは多分想定していらっしゃらなかったわけですから、そういう意味では、抜本的改革とは何かということなのですから、今申し上げたような様々な視点から、これから大いに議論が進んで、酪農家の皆さんの御苦労に報いるような、しかも、家族経営を大切にしていらっしゃるのだったら、自分の御子息に継いでくれとお父さんが言って、息子さんが継ぎましようと言えるようなことにしないと、このまま放置していけば、本州の酪農家も、そして北海道の冠たる酪農家も共倒れの危険性すらあるのではないかと。よって、生産基盤が危機にさらされているのではないですかということから、そうすると、一見、バター不足というものに見えても、そのバター不足というのはトータルから考えて起きていることではないですかというのが我々の視点です。

もちろん指定団体制度が負っている機能というか、有効的な機能はあるという御意見もあります。北海道も現状でいいのですか、とも思います。おいしいのに本州に比べて20%の乳価の違いを余儀なくされていいのですか。

一方で、世界を見渡すと、丸の内ブリックスクエアというところにエシレというショップがあって、そこでクロワッサンとバターを売っています。エシレという地域はどうかというと、フランスのど田舎の地域です。そこで数十戸の酪農家が出て、牛乳を集めないで、自分たちの村の中で、ステンレスの機械などではなく、何百年と古いもので作っているものが世界でナンバーワンなのですから、そんなものが全国の地域から、お酒で言うと獺祭、私の郷里の鹿兒島で言うと森伊蔵とかが可能であって、あれを全部混ぜていて、焼酎とか日本酒と言っていけば地域創生にもならないのではないですか。これはちょっと余計なことですが、いろいろなことから今後、総理からも酪農家のためになる改革ということで大いに議論して行って、秋までに結論を得るということに今回なったということでございまして、抜本的改革と言っている以上、私は微修正ではないという認識でございます。

司会 その他ございますでしょうか。

記者 今の質問に関連して指定生産者団体制度の見直しについて金丸座長若しくはほかの方、どなたかにお答えいただきたいのですけれども、今回の答申の中で、現行の補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革と明記されていますが、今まで政策的に一部、アウトサイダーと半ば村八分のような格好で言われてきた方々、酪農家に対しては政策的な差別があったと思うのですが、これを改めて、きちんと頑張っている酪農家さんがどういった所属であろうと報われるように政策的にもメッセージを打ち出すという概念が念頭にあって補給金のあり方も見直す明記されているのでしょうか。

金丸座長 ずっと前に農協改革の発表をしたときも申し上げたのですけれども、我々の視点は、今日時点では、答申の内容は様々な論点とか御意見を聞いた上で抜本的改革にするということなので、今日時点ではこの文章以上でも以下でもないと思っています。

ただ、補足をいたしますと、今も自由に一対一で酪農家といわゆるアウトサイダーと言われる方々が生乳を自由に販売することはできているのですけれども、一方で補給金というものはそういうルートから行かれた人が、例えば加工用に回ったときに補給金が出ないということにおいて、それは結果的にはイコールフットィングではないということも言える。一方で、例えば与党とか農水省から出ている意見は、そういうオブリゲーションも負った上での補給金なので、イコールフットィングというと、イコールフットィングの戦い方というのは、スポーツで言うと無差別級で戦うことがイコールフットィングなのか、あるいは体重別でいくのがイコールフットィングなのか。様々な意味合いがありますので、いろいろなことを今後詳細については与党内、そして政府内で議論していくものだと思っております。

司会 そのほかございますでしょうか。

記者 たしか提言のときは指定団体制度の廃止だったり、補給金の対象を広げるという御提言だったのですけれども、今回、少し後退した表現になったのはなぜかということと、後退してしまったと見えるのですけれども、それに対する思いみたいなものがあつたらお伺いしたいのと、もう一点、抜本的改革というのは小さな改革ではないとおっしゃっていたのですが、具体的には廃止とか、先ほど似たようなことをおっしゃったように、補給金を広げるということを期待しているということによろしいのでしょうか。

金丸座長 今のところニュートラルポジションでございまして、後退したかどうかについては、私どもは別に後退もしていなければ、あるいは皆様の期待が大いにあつたかどうか分かりませんけれども、もともと秋までに結論を得ようという時間軸で私たちは意見を出させていただいたので、私たちの意見がこれまでアンタッチャブルだった分野においても大いなる議論が沸き起こって、それは反対という意見が出てまいりましたし、そうすると、これからはいろいろな意見の品質と申しますか、クオリティーが問われていって、あるいは消費者の皆様のお御関心もあつて、世論の方々の御意見などもあればいいかなと思っておりますけれども、いずれにしても、様々な意見、議論がなされていて、さっき申し上げましたが、酪農家あるいは消費者の方々にとっていい案になればいいなという以外にはありません。

記者 追加で質問なのですが、2年前はやはり農協改革のときにこの時点で表現が一回後退して、結局、最初の提言に近い形に変えることができたという過去がありますが、今回も同じようになればいいと思っておりますか。

金丸座長 過去がそうだったから今回もこうなるなどということはこれっぽっちも思っておりませんで、このテーマに関してはゼロベースで、評価・検証をお互いにしましょうと言っておりますので、いろいろな観点から科学的にあるいは数値で評価・検証をされていくのではないかと考えています。

司会 その他ございますでしょうか。

記者 翁座長に伺いたいのですが、まず診療報酬の審査の効率化のところですが、

今、データヘルスの施策を厚労省のほうで進めていると思うのですが、この辺りとの連携若しくは保健指導ですとか、そういった疾患予防等の観点とどういう形でのリンクを見込んでいるのかを伺いたいというのがまず1点目です。

翁座長 御質問ありがとうございます。

審査支払基金のところについてまず効率化をしていくことが1つの大きなテーマになっておまして、そこはICT化の技術革新の今までのいろいろな成果やAIなどを活用して、どのくらい効率化できるかというところがあると思うのですが、効率化が進んでまいりますと、その情報自体をよりデータヘルスということで、健康促進のほうに今いらっしゃる審査支払機関の方々もそういった機能を果たすような方向にも活用することができるようになりますし、また、今回はレセプトを中心に議論をしておりますけれども、厚労省の会議には様々なレセプト以外のデータについてのICT化に取り組んでおられる方々も入っておられて、そういったデータヘルスをより一層促進していくことを射程に入れながら、まず効率化のところから議論していこうということで議論が始まっております。ですので、そういったところをにらみながら、まず効率化や統一化のところから入っていきましようという段階だと御理解いただければと思います。

記者 あともう一点伺いたいのですけれども、在宅のところなのですが、地域での取組は非常に重要だと思うのですが、今、厚労省のほうも療養病床は、病床の削減ですとか、逆に言うと、診療報酬改定では在宅の要件が緩められているようなこともあって、少しこの辺りは流動的だと思うのですけれども、どのような地域での連携体制を見据えてこういう施策をされたのか。

翁座長 答申の8ページのところに書いてございますが、先ほどはイを御紹介して、今まで24時間を過ぎますと看取りのところは医師が必ず診断しなければいけないということで、それを医師不足地域でそれをどう考えていくかというところで要件を5つ御紹介いたしましたけれども、その前段階として、まず地域での看取りを円滑に進めるための取組の推進というものがアのところ掲げられてございます。できるだけ住みなれた自宅や介護施設で看取りができるように、まず在宅医療での医師間の連携、介護施設等における協力病院の確保といったところで、まず地域での看取りを円滑に進める対応策を検討することについても合意をしていますので、まずこれを進めつつ、それでも顕在化している医師不足のところはイの対応をしていくということで、同時に両方進めていくという考え方でやっております。

司会 よろしいでしょうか。

それではその他。

記者 金丸座長にお伺いしたいのですけれども、3月末に発表されました農業ワーキング・グループの提言では、今回盛り込まれたロングライフ牛乳については明記されていなかったと思うのですけれども、こちらの項目が盛り込まれた経緯ですとか、議論というのはどういう形で進んでこういう形になったのかをお伺いしたいのですが。

金丸座長 これは事務方から。

事務局 先ほど別の項目でもございましたが、ホットラインでそういう項目が出てまいりまして、所管の厚生労働省と事務局で検討して、もちろんワーキングの方々に御確認いただいて、そうなったということでございます。

その他ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の記者会見は以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

岡議長 皆さん、どうもありがとうございました。